

星野鏡三郎の事跡（1） —星野鏡三郎の「履歴書」—

高 島 秀 樹*



目 次

はじめに

星野鏡三郎の「履歴書」

解題

1. 星野鏡三郎と児玉九十の出会い

—明星実務学校の創設—

2. 星野鏡三郎の事跡の紹介（1）

3. 星野鏡三郎の事跡の紹介（2）

4. 星野鏡三郎の履歴書から

* 明星教育センター長 人文学部人間社会学科教授 教育社会学

はじめに

明星大学を設置・運営する学校法人明星学苑の淵源は、1923（大正12）年4月に創設された明星実務学校、さらにそれを母体として1927（昭和2）年4月に改組・創設された財團法人明星中学校（ならびに同時に設置された旧制・明星中学校）にある。明星実務学校・明星中学の創設にあたって、その資金は篤志家星野鏡三郎個人の出資に依ったのであり、その功績は今日の学校法人明星学苑・明星大学の存在にとってきわめて大きなものであったと評価されるべきである。ちなみに、この点について学校法人明星学苑は、星野鏡三郎に「名誉理事長」の称号を贈り、学校法人としての最も基本的な規程である「学校法人明星学苑寄附行為」に下記のように、児玉九十に「名誉学苑長」の称号を贈ることと並べて明記している。

第3条 財團法人明星中学校の創設者故星野鏡三郎にこの法人の名誉理事長の称号を贈る。

2 学校法人明星学苑の創立者故児玉九十にこの法人の名誉学苑長の称号を贈る。

（1986（昭和61）年12月23日認可・2010（平成22）年6月30日最新改訂認可版）

このように学校法人明星学苑・明星大学にとって大きな功績のあった星野鏡三郎であるが、残念ながらその事跡については今日必ずしも十分に明らかになっているとはいがたい。星野鏡三郎は土木工事、鉄道建設、特にトンネル建設において大きな業績をあげたことから土木史や鉄道建設史分野の著書・論文などで取りあげられるはあるものの、これまでに著者が入手・参照することができた星野鏡三郎の事跡に関して記載している資料は数少なく、記載していても断片的な記載にとどまる場合や資料間で記載内容に差異がある場合も見受けられる。

このたび、国立公文書館に保管されている明星中学校設立届出関係書類の中から、星野鏡三郎の「履歴書」を発見した。この書類は、①星野鏡三郎の存命中に作成されたものであること、②星野鏡三郎自身が作成した、もしくは閲していると推測されること、③文部省（当時）への届出に使用された公的な書類であることから、その信頼性は高いと判断し、『明星大学明星教育センター紀要』にその全文を資料として掲載することとした。

国立公文書館に保管されている資料は、「本館 3D-018-00（平5文部01446100）財團法人明星中学校設立並私立中学校設置の件（昭和02年02月23日）」のうち「00000018～00000023」（星野鏡三郎履歴書）であり、以下がその全文である。原本はB4版24行（各半双12行）、縦書き用罫紙にペン字にてカタカナ書き、句読点なしで記載されている。以下では、原文ができる限り忠実に紹介するために縦書きとし、旧かな遣いのまま、印刷上可能な限り原文に使用されている旧漢字を使用したが、読者の便を考えひらがな書きとし、句読点を補った。

| | |
|---|--|
| 履歴書 | |
| 東京府豊多摩郡代々幡町字代々木五六〇番地 | |
| 星野鏡三郎 | |
| 安政六年十二月六日生 | |
| 一、學業 | |
| 舊姫路藩士星野乾八ノ三男ニ生レ同藩私塾ニ於テ學業ヲ修メ居タルモ時恰モ王政維新ニ際シ國論鼎沸シ藩議二途ニ岐レ父乾八藩事ニ奔走シ居リシ漏メ共ニ流浪四閑年ニ亘ル此間專ラ父母ノ薰陶ヲ受ケタリ後廢藩置縣ト共ニ東都ニ帰還シ鹿島岩吉氏ノ薰陶ヲ受ケ同氏卒シテ岩藏氏ノ代ニ及び鹿島組ノ組織せらるるや其組員となる。 | |
| 二、業務 | |
| 一、明治十二年ヨリ土木請負業鹿島組ニ勤務シ同二十五年當業部長ニ進ミ諸種ノ官設又ハ私設ノ鉄道工事を担当シ之ヲ成功セシム | |
| 二、日清戦争中鉄道局ノ特選ニ依リ仁川京城間軍事鉄道布設ノタメ出張を命ぜラル | |
| 三、明治二十九年鹿島組ヲ辞シ独立營業ヲ開始シ以来京都鐵道株式會社黄瀬隧道工事及扶桑隧道工事並ニ第二漢口橋梁工事東京電燈株式會社桂川水路工事等ヲ始め諸種ノ事業ヲ請負完成ス | |
| 四、明治四十年六月鉄道工業合資會社ヲ設立シ理事トナリ同 | |

1070

| | |
|--|--|
| 履歴書 | |
| 東京府豊多摩郡代々幡町字代々木五六〇番地 | |
| 星野鏡三郎 | |
| 安政六年十二月六日生 | |
| 一、業勢 | |
| 舊姫路藩士星野乾八の三男に生れ、同藩私塾に於て學業を修め居たるも、時恰も王政維新に際し國論鼎沸し、藩議二途に岐れ、父乾八藩事に奔走し居りし為め共に流浪四閑年に亘る。此間専ら父母の薰陶を受けたり。後、廢藩置縣と共に東都に帰還し、鹿島岩吉氏の薰陶を受け、同氏卒して岩藏氏の代に及び鹿島組の組織せらるるや其組員となる。 | |
| 二、業勢 | |
| 一、明治十二年より土木請負業鹿島組に勤務し、同二十五年當業部長に進み、諸種の官設又は私設の鉄道工事を担当し、之を成功せしむ。 | |
| 二、日清戦争中、鉄道局の特選に依り仁川・京城間軍事鉄道布設のため出張を命ぜらる。 | |
| 三、明治二十九年、鹿島組を辞し、独立營業を開始し、以来京都鐵道株式會社黄瀬隧道工事及扶桑隧道工事、京釜鉄道株式會社黄瀬隧道工事、並に第二漢口橋梁工事、東京電燈株式會社桂川水路工事等を始め諸種の事業を請負、完成す。 | |
| 四、明治四十年六月、鉄道工業合資會社を設立し、理事となり同 | |

| |
|---------------------------------|
| 四十二年四月、總社員の同意に依り退社、獨力營業に從事す。 |
| 大正三年二月、東京府貴族院旁額納稅議員互選會に參會す。 |
| 大正三年二月、東京府貴族院旁額納稅議員互選會に參會す。 |
| 六、大正八年七月、星野合資會社ヲ組織シ理事となり、同十二年一月 |
| 辞職隠退シ相談役トナル |

1071

| |
|---|
| 四十二年四月、總社員の同意に依り退社、獨力營業に從事す。 |
| 大正三年二月、東京府貴族院旁額納稅議員互選會に參會す。 |
| 六、大正八年七月、星野合資會社ヲ組織シ理事となり、同十二年一月 |
| 辞職隠退し、相談役となる。 |
| 一、公益事業 |
| (一) 一般 |
| 一、明治二十七八年戰役軍資金へ金参拾円献納。 |
| 二、同三十二年十一月長野縣南安曇郡木木費へ金貳拾円寄附 |
| 三、同三十三年二月全縣東筑摩郡東川手村傳染病豫防費へ金参拾円寄附 |
| 四、同三十三年七月日本尚兵義會特別社員登録 |
| 五、同三十三年十一月日本赤十字社へ金貳百円寄附 |
| 六、同三十八年四月廿七八年戰役恤兵費へ金百五十円寄附 |
| 七、同三十九年五月全上恤兵費へ金五拾円寄附 |
| 八、同年五月神奈川町地先海面埋立工事に着手、同三十九年六月 |
| 竣功す。此埋立總坪數八千百五坪五合六夕内一千二百五十坪公道路トシテ獻納せり後本埋立地ニ對し星野町同域内ノ橋梁ヲ星野橋ト称セラル |
| 九、同三十九年八月日本體育會特別會員トナル |
| 十、同四十年五月宮崎縣真幸村費へ金貳百円寄附 |
| 十一、同五年五月明治廿七八年戰役從軍者家族扶助ノ為金五拾円寄附 |
| 十二、同四十一一年五月、宮崎縣真幸村費へ金貳百円寄附 |
| 十三、同五年五月、明治廿七八年戰役從軍者家族扶助の為、金五拾円寄附 |

| |
|--|
| 一、明治四十二年五月、日本赤十字社東京支部救護事業費へ金八百円寄附。 |
| 一、同年七月、福島縣那摩郡道路修繕費へ金五百円寄附。 |
| 一、同四年八月、東京芝増上寺大殿再建費へ金貳百円寄附。 |
| 一、同四十四年九月、恩賜財團濟生會へ金壹万円寄附。 |
| 一、同年十一月、善光寺保存會へ金貳百圓寄附。 |
| 一、大正三年五月、帝國在郷軍人會特別會員へ推選セラル。 |
| 一、同年八月日本橋区久松町警察署新大橋巡回派出所建物 壹棟ヲ共同寄附。 |
| 一、同年十二月、増上寺大殿再建資金トシテ金五百円寄附。 |
| 一、同七年三月、回向院本堂再建費へ金五拾円寄附。 |
| 一、同年九月日本橋区役所廳舍新築之際、備品其他諸設備ヲ 共同寄附。 |
| 二、救濟 |
| 一、大正八年一月東京府立商工獎励館建設費へ金五拾円寄附。 |
| 一、同年八月北海道阿寒郡舌辛村外三ヶ村土木費へ金五百円寄附。 |
| 一、同年七月東京芝増上寺へ春日形大燒香机一基寄附。 |
| 一、同年四月同寺へ大殿再建紀念トシテ香爐一具寄附。 |
| 一、明治三十一年四月新潟縣柏崎町並比角村火災救恤費へ金五十円寄附。 |
| 一、同年九月巖手縣宮城縣青森縣海嘯救恤費へ金三十円寄附。 |
| 一、同三十二年八月鹿兒島縣下暴雨、除救恤費へ金三十円寄附。 |
| 一、同三十九年東北地方凶作二月救恤費へ金拾円寄附。 |
| 一、同三十八年六月北海道小樽区火災救恤費へ金五拾円寄附。 |
| 一、同四十三年八月東京府外一府廿八縣水害罹災者救恤費へ金百円寄附。 |

1072

| |
|--|
| 一、明治四十二年五月、日本赤十字社東京支部救護事業費へ金八百円寄附。 |
| 一、同年七月、福島縣那摩郡道路修繕費へ金五百円寄附。 |
| 一、同四年八月、東京芝増上寺大殿再建費へ金貳百円寄附。 |
| 一、同四十四年九月、恩賜財團濟生會へ金壹万円寄附。 |
| 一、同年十一月、善光寺保存會へ金貳百円寄附。 |
| 一、大正三年五月、帝國在郷軍人會特別會員へ推選セラル。 |
| 一、同年八月日本橋区久松町警察署新大橋巡回派出所建物 壹棟ヲ共同寄附。 |
| 一、同年十二月、増上寺大殿再建資金として金五百円寄附。 |
| 一、同七年三月、回向院本堂再建費へ金五拾円寄附。 |
| 一、同年九月、日本橋区役所廳舍新築の際、備品其他諸設備を 共同寄附。 |
| 二、救濟 |
| 一、大正八年一月、東京府立商工獎励館建設費へ金五拾円寄附。 |
| 一、同年八月、北海道阿寒郡舌辛村外三ヶ村土木費へ金五百円寄附。 |
| 一、同年七月、東京芝増上寺へ春日形大燒香机一基寄附。 |
| 一、同十一年四月、同寺へ大殿再建紀念として香爐一具寄附。 |
| 一、明治三十一年四月、新潟縣柏崎町並比角村火災救恤費へ金五十円寄附。 |
| 一、同年九月、巖手縣宮城縣青森縣海嘯救恤費へ金三十円寄附。 |
| 一、同三十二年八月鹿兒島縣下暴雨、除救恤費へ金三十円寄附。 |
| 一、同三十九年東北地方凶作二月救恤費へ金拾円寄附。 |
| 一、同三十八年六月北海道小樽区火災救恤費へ金五拾円寄附。 |
| 一、同四十三年八月東京府外一府廿八縣水害罹災者救恤費へ金百円寄附。 |

| |
|--|
| 一、明治四十三年八月、東京市臨時水害救恤會へ金百円寄附。 |
| 一、同 四十五年五月、青森市火災の際、救恤費として金拾五円寄附。 |
| 一、大正三年三月、東北九州災害救濟會へ金百円寄附。 |
| 一、同 二年、北海道外六縣凶作及同三年鹿兒島縣桜島爆發の際、罹 |
| 一、同 二年北海道外六縣凶作及同三年鹿兒島縣桜島爆發ノ際罹 災民賑恤費へ金百円寄附。 |
| 一、同 八年五月横浜市火災救恤費トシテ金貳百円寄附 |
| 一、同 八年五月横浜市火災救恤費トシテ金貳百円寄附 |
| 一、同 八年五月神奈川町外六ヶ町尋常小學校建築費へ金壹千 円寄附 |
| 一、同 四十一年五月、横浜市立尋常高等小學校外二校新築費トシ テ金貳千円寄附 |
| 一、同 四十二年十月、跡見學校校舍擴張費へ金百円寄附 |
| 一、明治四十三年十二月、跡見學校基礎確立資金トシテ金五百円 寄附 |
| 一、大正五年九月、神奈川縣足柄下郡酒匂村立尋常小學校校費 トシテ金貳百円寄附 |
| 一、大正六年二月、同小學校へ備品トシテ運動機械、鉄棒一式外三 種寄附。 |
| 一、大正八年十一月、成蹊學園小學校々舍及寄宿舍増築費へ金 六百円寄附 |
| 一、同九年四月、成蹊學園臨時建築費トシテ金五千円寄附 |
| 一、同九年四月、同学園臨時建築費として金五千円寄附。 |
| 一、同九年四月、同学園臨時建築費として金五千円寄附 |
| 一、同九年四月、同学園臨時建築費として金五千円寄附 |
| 一、同九年四月、山陽鐵道株式會社線三島・廣島間隧道及土 木工事、日清戰役に付大速成を命ぜられ期限前成功に付 |

1073

| |
|--|
| 一、明治四十三年八月、東京市臨時水害救恤會へ金百円寄附。 |
| 一、同 四十五年五月、青森市火災の際、救恤費として金拾五円寄附。 |
| 一、大正三年三月、東北九州災害救濟會へ金百円寄附。 |
| 一、同 二年、北海道外六縣凶作及同三年鹿兒島縣桜島爆發の際、罹 |
| 一、同 二年北海道外六縣凶作及同三年鹿兒島縣桜島爆發ノ際罹 災民賑恤費へ金百円寄附。 |
| 一、同 八年五月、横浜市火災救恤費として金貳百円寄附。 |
| 一、同 八年五月、横浜市火災救恤費として金貳百円寄附。 |
| 一、同 八年五月神奈川町外六ヶ町尋常小學校建築費へ金壹千 円寄附 |
| 一、同 四十一年五月、横浜市立尋常高等小學校外二校新築費とし て金貳千円寄附。 |
| 一、同 四十二年十月、跡見學校校舍擴張費へ金百円寄附。 |
| 一、明治四十三年十二月、跡見學校基礎確立資金として金五百円 寄附。 |
| 一、大正五年九月、神奈川縣足柄下郡酒匂村立尋常小學校校費 として金貳百円寄附。 |
| 一、大正六年二月、同小學校へ備品として運動機械、鉄棒一式外三 種寄附。 |
| 一、大正八年十一月、成蹊學園小學校々舍及寄宿舍増築費へ金 六百円寄附 |
| 一、同九年四月、成蹊學園臨時建築費トシテ金五千円寄附 |
| 一、同九年四月、同学園臨時建築費として金五千円寄附 |
| 一、同九年四月、同学園臨時建築費として金五千円寄附 |
| 一、同九年四月、山陽鐵道株式會社線三島・廣島間隧道及土 木工事、日清戰役に付大速成を命ぜられ期限前成功に付 |

星野鏡三郎の事跡 (1) — 星野鏡三郎の「履歴書」—

| |
|--|
| 特ニ褒状及金五千円贈與せらる。 |
| 一、明治三十年、京都鉄道株式會社線嵯峨・亀山間隧道及土木工事期限七ヶ月前竣工せしを以て、同社より褒賞金貳万円ヲ給せラル。 |
| 二、同 三十七年拾壹月、京釜鉄道株式會社線黄潤隧道及土工工事期限二ヶ月前完成に依り、褒状及賞金壹千円を受く。 |
| 三、同 三十八年四月、同線扶桑隧道工事完成懸賞金四千円受領。 |
| 四、同 三十八年六月、同線第二漢口橋梁工事懸賞金参千円受領。 |
| 五、同 四十一年五月、東京電燈會社桂川水路第三工区疏水隧道其他工事期限前竣工エシタルニ依リ褒賞金壹万五千円贈與せラル。 |
| 六、同 四十二年六月日本赤十字社有功章ヲ贈与セラル。 |
| 七、同 年七月鉄道工業合資會社在職中の功勞ニ依リ銅像ヲ贈 |
| 八、同 年七月、大正四年十一月、大正四年勅令第百五十四号の旨に依り、大礼紀念章ヲ授典セラル。 |
| 九、同 年十二月、増上寺大殿再建資金として金五百円寄附ノ為め鶴の間待遇の証を贈らる。 |
| 十、同 年八月、恩賜財團済生會より總裁宮殿下御沙汰により謝状ヲ贈タル。 |
| 十一、同 年十月、公益の為私財寄附ノ廉に依り紺綏褒章を下賜せらる。 |

1074

特に褒状及金五千円贈與せらる。

一、明治三十年、京都鉄道株式會社線嵯峨・亀山間隧道及土木

工事期限七ヶ月前竣工せしを以て、同社より褒賞金

貳万円を給せらる。

一、同 三十七年拾壹月、日本赤十字社を経て、振天府拝觀を許さる。

二、同 三十八年四月、同線扶桑隧道工事完成懸賞金四千円受領。

三、同 三十八年六月、同線第二漢口橋梁工事懸賞金参千円受領。

四、同 四十一年五月、東京電燈會社桂川水路第三工区疏水隧道其他工事期限前竣工したるに依り褒賞金壹万五千円贈與せらる。

五、同 四十二年六月、日本赤十字社を経て、振天府拝觀を許さる。

六、同 四十二年六月、日本赤十字社有功章を贈与せらる。

七、同 年同月、全社を経て、皇后陛下御歌下賜せらる。

八、同 年七月、鉄道工業合資會社在職中の功勞に依り銅像を贈

らる。

九、同 四十五年四月、水難救済會有功章會員に推選せらる。

一、同 四十五年四月、水難救済會有功章會員に推選せらる。

二、同 大正四年十一月、大正四年勅令第百五十四号の旨に依り、大礼

紀念章ヲ授典セラル。

三、同 大正四年十一月、大正四年勅令第百五十四号の旨に依り、大礼

紀念章ヲ授典セラル。

四、同 五年十二月、増上寺大殿再建資金として金五百円寄附の

為め鶴の間待遇の証を贈らる。

五、同 五年十二月、増上寺大殿再建資金として金五百円寄附の

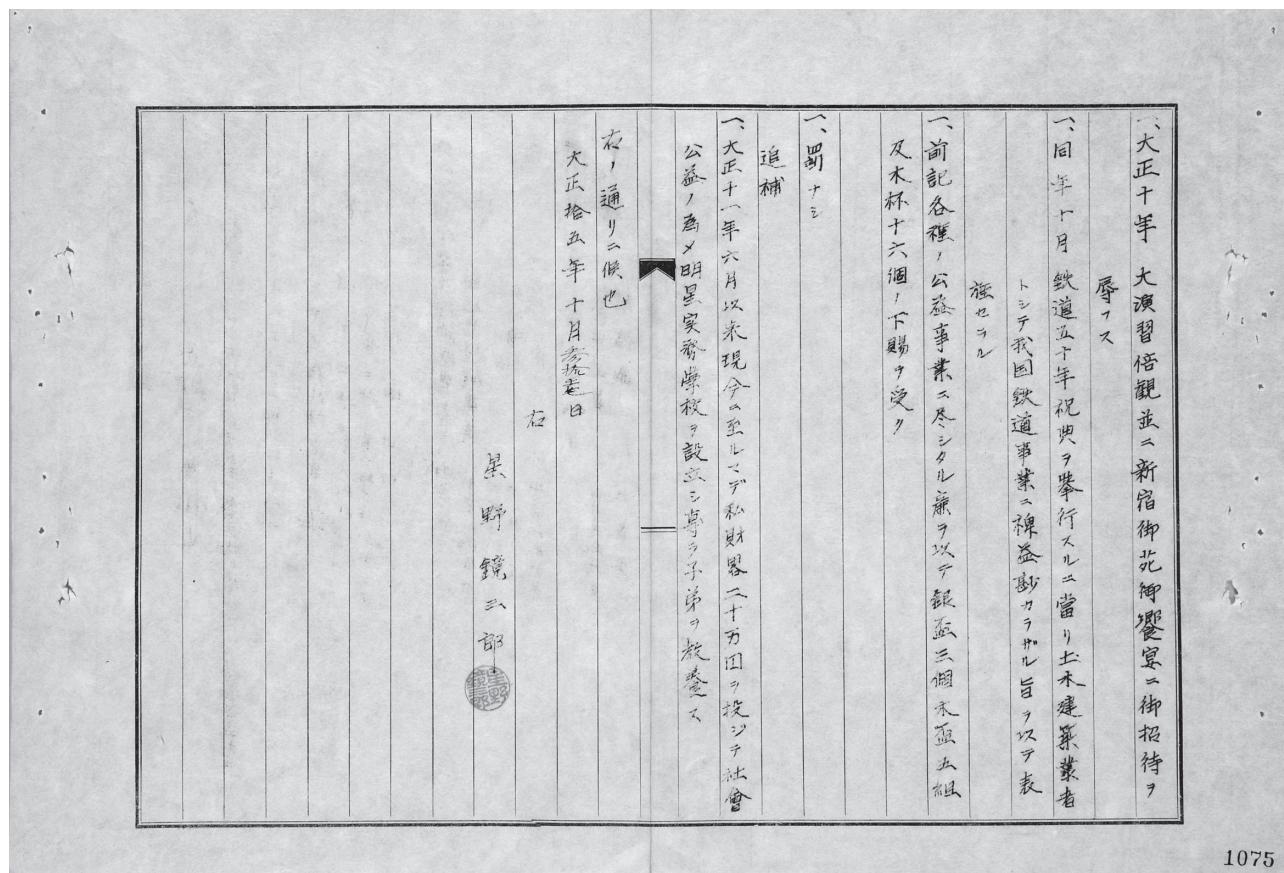
為め鶴の間待遇の証を贈らる。

六、同 年八月、恩賜財團済生會より總裁宮殿下御沙汰によ

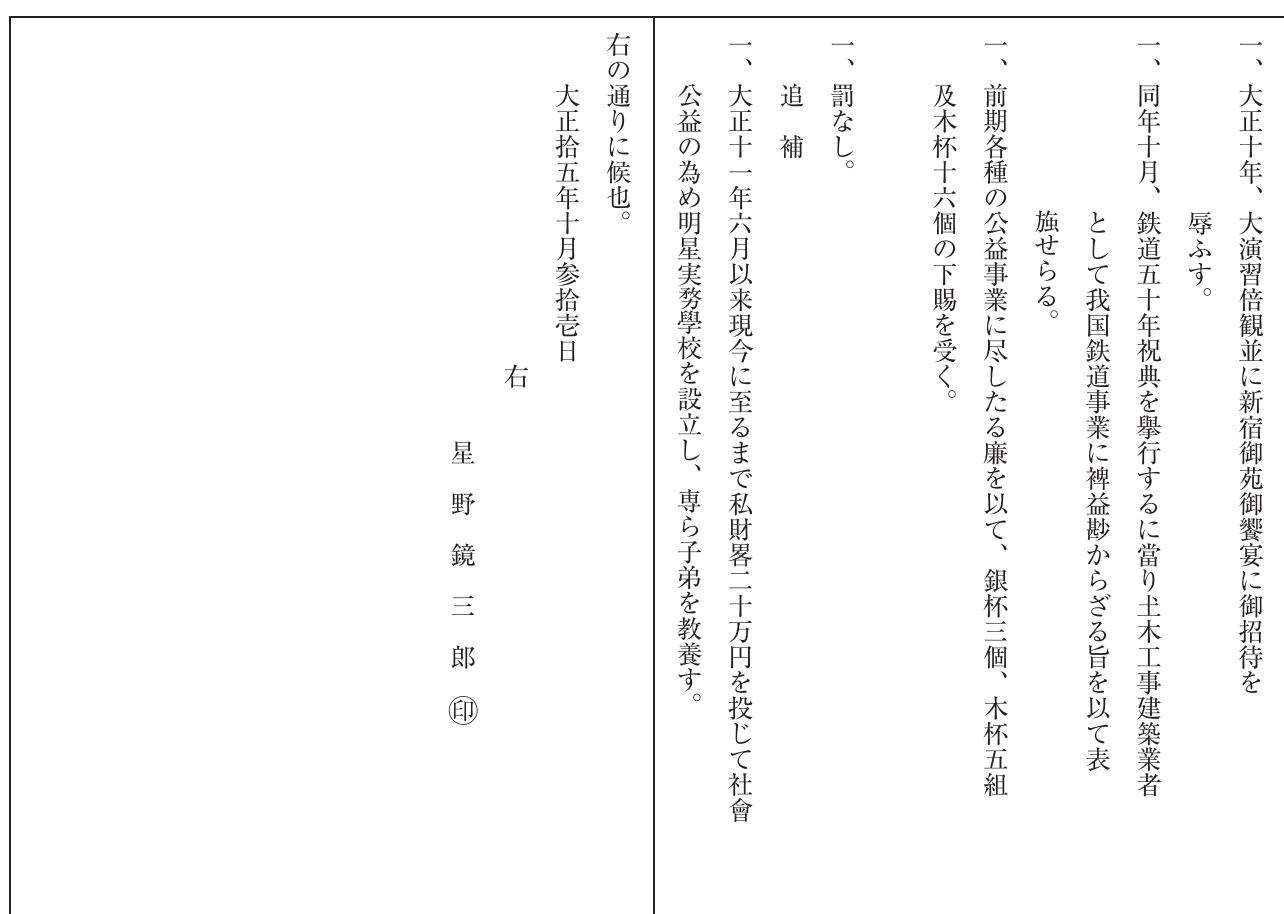
り謝状ヲ贈タル。

七、同 年十月、公益の為私財寄附の廉に依り紺綏褒章を下賜

せらる。



1075



解題

1. 星野鏡三郎と児玉九十の出会い

—明星実務学校の創設—

「はじめに」に記したように、明星実務学校・明星中学校の創設は資金を提供した篤志家星野鏡三郎と、学校教育の基本計画策定から日々の教育・指導まで教育実践の全てにわたって尽力した教育家児玉九十の稀有な出会い、絶妙な連携・協力関係の下になしとげられた。明星実務学校創設の一方の功労者児玉九十は星野鏡三郎との出会い、そして明星実務学校の創設について、自ら次のように記している。

…（略）…私の私学教育への出発は、大学院生時代に芽生え、新設名教中学校への奉職にはじまるわけですが、その具体的端緒となったのは、ふしぎなご縁で篤志家星野鏡三郎という人にめぐり会ったことに起因します。

当時、鹿島組から独立して、鉄道敷設事業で大成功をおさめられた星野鏡三郎翁から、ご養子の星野秀一君の教育のことについて、大学院生の私がはじめて懇切なご相談をうけたのは大正三年秋のことでした。まだ修業中の私を見込んでのご相談だということで、私はたいへん恐縮し、かつ重大な責任を感じました。

いうまでもなく逆境から身を起こし、徒手空拳で事業に成功された翁の「実践躬行」の精神に、私ははげしく共鳴したわけですが、なによりも実業のなかで鍛えられた高邁な人格に傾倒いたしました。したがって、私より三十歳ちかくも年上で、功成り名とげたお方とはいえ、まだ五十五歳の氏をあえて「星野鏡三郎翁」と呼んだゆえんは、その何よりも真似のできない強烈な精神力と、教育事業をめざされる崇高な熱意に敬意を表したことあります。

というのは、その年、翁は東京府多額納税者として貴族院議員に推せんを受けられましたが、これを辞退される、という経緯があったからです。そのとき翁はしみじみと、「政治はとうてい私の任ではありませんので、辞退することにしました。については、今後老後の仕事として、なにか国家社会の発展のためにつくしたいと思いますが、どのようなことがいいでしょうか」と質問されましたので、私は「社会事業か、政治事業か、教育事業かのいずれかに寄附をすることだと思います。いちばんいいのは、やはり教育事業に寄附をすることでしょう」と答えました。

すると、翁は「私は幕末乱離の間に成人したため、正規の教育を受けられず、一生、非常に不自由をいたしましたから、いずれ時が来たならば、教育事業に寄附させていただきたいと思います。そのときはぜひ相談相手になってください」とおっしゃいました。

私はそのとき、翁の理性的なものの考え方と、名誉心を超越した大いなる社会奉仕の信念に、いたく感動しました。この方は、まれにみる理知と、意志力と、人情味を兼ね具えた偉大な人物だと直感し、「実践躬行」によって国家興隆の根源となる人材の育成に生涯を捧げたいという私の熱望に大いに共鳴するところがあったわけですが、それが明星学苑創設の濫觴になろうとは、ゆめにも思わなかったことであります。¹⁾

ここに記された星野鏡三郎と児玉九十との出会いを出発点として明星実務学校が創設されるにいたるのであるが、児玉九十は「明星」という校名の命名に関しても、次のように記している。

星野翁が単独で寄附された基金をもとにして学校をつくるわけですから、ぜひ星野翁の姓名を後世に伝えるにふさわしい校名にしなければなりません。そこで星か鏡の文字のつく校名を得たいと、さんざん探しましたが、適当な文字がなく、結局「明星」という名を採用することにしました。²⁾

このように児玉九十の記述では、「明星」の創設にあたって星野鏡三郎翁の寄与がきわめて大きかったこと、それに対する感謝の念から「明星」の校名が決定されたことが明示されている。この事実は上掲の星野鏡三郎の「履歴書」において「大正十一年六月以来現今に至るまで私財畧二十万円を投じて社會公益の為め明星実務學校を設立し、専ら子弟を教養す。」と記されていることからも事実であると判断される。

2. 星野鏡三郎の事跡の紹介（1）

明星実務学校、明星中学校の創設に尽力した星野鏡三郎であるが、その事跡については筆者がこれまでに入手・参照することができた資料を見る限りにおいては、十分明らかにされているとはいがたい。

そのような状況の中で、星野鏡三郎は鹿島組に参加することによって、その事業家としての経歴を出発させたことから鹿島組（現・鹿島建設株式会社、略称「鹿島」）の社史資料の中で若干触れられている。『鹿島の軌跡』の「第1回 辞令の持ち主たち」の冒頭「明治時代の辞令」に、次のように記されている。

現存する当社最古の辞令には、明治22年7月1日とある。墨痕鮮やかで紙質もよく後の時代のものよりも新しく見える。当時鹿島組は鉄道工事全盛期。この辞令の主、芳田鏡三郎（後の星野鏡三郎）は東北線盛岡前後の工事の代人で、当時28歳。後に碓氷峠の工事も手がけ、鹿島の三部長として名を馳せた人物である。

鏡三郎は、安政6年姫路藩上屋敷で藩士の三男として生まれた。明治維新で父が失職し、女中の実家だった浅草の瓦屋に身を寄せたところを鹿島岩吉に見出され、11歳で鹿島方の丁稚となる。18歳で地方出張所の会計を命ぜられ、独学で代人の地位を築いていった。

明治22年といえば、大日本帝国憲法が発布された年であり、パリ万博でエッフェル塔が建てられた年でもある。当時組員は本店で30人程度。建設業は「請負」と言っていた時代で、仕事は労務管理が中心。当時の請負業で辞令を出すということはかなり進歩的なことであった。

さらに「こぼれ話 第1回 辞令の持ち主たち」の中では、次のように記されている。

辞令の持ち主のその後 星野鏡三郎

明治30年辞職し、星野商店を興す。鹿島岩蔵は喜んで独立を認め、部下から道具まで全て星野に譲った。明治40年6月、菅原恒覧と鉄道工業会社を創立するが明治42年4月に同社を去り、星野合資会社を設立。その後大正12年に自費で明星実務学校（後に明星学苑、現在の明星大学）を設立した。星野は1865年、7歳で姫路藩の学問所に入るが明治維新で学問の機会をなくし、俊敏さを買われて11歳の時から鹿島に丁稚として奉公し、独学でその地位を築く。「私が学問していたら三井、岩崎に負けないくらいの仕事もやれた」という悔しさが学校設立につながった。³⁾

ここに記された内容に関してはいまだ不詳の点もある。特に「芳田」姓で記載されていること、後に「星野」姓になったと理解される点は、その中でも大きな疑問として残る点である。これまでに筆者が入手・参照することができた資料の中では、星野鏡三郎翁が一時的にせよ養子となった、あるいは別姓を名乗ったという事実は見出されておらず、今後解明すべき課題が残ったといわざるをえない。なお、『鹿島の軌跡』においては、この他「第6回 賞与の始まり」、「第31回 今に生きる明治期の鉄道工事—京都鉄道が嵯峨野観光鉄道となるまで—」、「こぼれ話第31回 今に生きる明治期の鉄道工事」の項目に星野鏡三郎に関する記載が見出される。

また、星野鏡三郎は日本の土木工事、鉄道建設、特にトンネル建設の黎明期において大きな業績をあげたことから、土木工事の歴史を取り扱った研究書では若干ふれられている。その一例として、国土政策機構編『国土を創った土木技術者たち』では、「建設産業の基礎をつくった土木技術者」の章において、次のように記されている。

また12歳のときに鹿島岩吉（鹿島精一の義父）に引き取られて小僧となり鹿島組施工の数々の鉄道工事を担当し、のちに鉄道請負業星野組を創設、菅原恒覧らとともに鉄道工業合資会社の経営にも参加、のち私財を投じて明星実務学校（現・明星大学）を開校した星野鏡三郎らが記憶に残る。⁴⁾

ここに記されている「鉄道工業合資会社」については、同じ章において次のように記されている。

鉄道工業合資会社創立の目的は、個々に分立していた土木建設業者を合同して資本を強力にして、機械設備を充実し、鉄道、道路、水力発電などの諸工事に対処することにあった。…（略）…菅原恒覧、古川久吉、星野鏡三郎の三者がそれぞれ自己経営の業を合同し、そのほか同志8名を加えて設立したのが鉄道工業合資会社であった（『鉄道工業株式合資会社二十年沿革小史』）。

登記完了は1907（明治40）年6月で、資本金50万円、内外国の鉄道そのほか土木工事の設計・監督・施工の請負ならびに付帯材料の供給・運搬などを事業とした。菅原、古川、星野は定款により理事と称しそれぞれ12万円を出資、恒覧が理事長に就任した（星野鏡三郎は42年に退社した）。⁵⁾

「鉄道工業合資会社」の設立に関わる事情については高崎哲郎による菅原恒覧の伝記において、次のように記されている。

甲武鉄道技師長を兼ねる恒覧が、社会的地位の低い請負業者として「独立自営」する時が来た。明治四十年五月、彼は大阪・北浜銀行（資本金一千万円）の頭取岩下清周の助言を受けて、土木事業に約三十年の経験を持つ旧知の星野鏡三郎（鉄道請負業星野組創始者、後に「土木の神様」と呼ばれた）、資本家古川久吉に呼び掛けて資本金五十万円の鉄道工業合資会社（後、株式会社）を設立した。本社は星野と共同で購入した京橋区山下町十二番地のモダンな三階建てビルにおいて。資本金のうち、恒覧と星野、古川がそれぞれ十二万円ずつ出資した。…（略）…社員による互選の結果、恒覧が理事長に選ばれた。…（略）…

業務を関東・関西に分担することとし、関東地方の工事全般を星野が監督し、関西は古川が担当することにした。⁶⁾

3. 星野鏡三郎の事跡（2）

これらの資料に見られるように、これまで著者が入手・参照することができた資料では、星野鏡三郎についての記述は関連する部分における断片的記述にとどまっているといわざるをえない。そのような状況の下で、著者がこれまでに入手・参照することができた資料の中で星野鏡三郎について最も体系的に、詳しく記載されたものは沢和哉『鉄道に生きた人びと』〔鉄道建設小史〕1977年、築地書館刊、である。著者については、1930年生れ、日本国有鉄道（当時）に所属し、国鉄総裁室修史課・中央鉄道学園教育技術開発室などに勤務したと著者略歴に記載されており、鉄道史研究の専門家と判断される。この著書の目次は次のとおりである。

はしがき

1. ロコモーション号から日本の鉄道建設へ
2. 武者満歌と最初の鉄道測量
3. お雇い外国人エドモンド・モレル
4. 『鉄道の父』井上勝
5. 鉄道民有論を貫いた佐分利一嗣
6. 防災林育成こそわが生命いのち—本多静六
7. 建設工事に脈うつ明治氣質かたぎ—古川阪次郎
8. 後藤新平と鉄道百年の計
9. 土木の神様—星野鏡三郎
10. 丹那トンネルと飯田清太
11. 幻の中央アジア横断鉄道と湯本昇

おもな参考資料

あとがき⁷⁾

この目次に示されるように、この著書は人物を中心とする視点から日本における鉄道建設の歴史について考察したものである。星野鏡三郎については、取りあげられた10人の中の1人に選ばれていること、章題として「土木の神様」と記されていることなどから著者の星野鏡三郎に対する基本的な認識がどのようなものであるかが推測される。章内の記述は、次のような見出しに従っている。

9. 土木の神様—星野鏡三郎

星野鏡三郎ほしのきょうざぶろう (星野鏡三郎の略歴…筆者補記)

1・篠ノ井線冠着トンネルの完成

星野組の創立

最も困難な区間

アメリカ製削岩機

排水、送風のむずかしさ

抗夫の日当は四五錢

一睡もせずに

各地の鉄道建設で活躍

2・明星実務学校の創立

帆繩をよって生活を

政治ではなく教育で

私財三〇万円を投じる

三顧の礼にこたえる⁸⁾

本書の内容については、著作者の承認を得て、いずれ本紀要に転載させていただきたいと考えており、詳細にふれることを避けるが、著者がこれまでに入手・参照することができた資料の中で星野鏡三郎について最も体系的に、詳しく記載されたものと判断されることを、ここで示しておきたい。

4. 星野鏡三郎の履歴書から

今回掲載した星野鏡三郎の履歴書の記載内容の中から著者が注目した点、またその記載内容から考えた点は、次の各点である。

1. 出生・成長と学校教育への思い

星野鏡三郎は1859（安政6）年に誕生した。この前後の状況を見ると、1854（安政1）年には日米和親条約の締結、1858（安政5）年には日米修好通商条約の締結、1859（安政6）年には神奈川・長崎・箱館の開港、安政の大獄、1860（万延1）年には桜田門外の変などがあり、誕生の年は勤皇と佐幕、開国と攘夷、幕藩体制などをめぐる動乱の最中の時期であった。このような幕末から明治維新にさしかかる動乱の時期に出生・成長したことから、その学習歴は藩内私塾での学習や父母や鹿島岩吉氏の薰陶を受けたにとどまることが記載されており、正規の学校教育を受けることはできなかったと理解される。このような体験が後年の社会還元・社会奉仕の途として学校教育を選択したことに反映していると考えられる。

2. 鹿島組での活躍

鹿島岩吉、鹿島岩蔵の知遇・薰陶を得、鹿島組の組織時から入社して鉄道工事を担当したが、営業部長の地位に就いたこと、鉄道局の選により海外での鉄道敷設を担当したことなどから、鹿島組内でその一員として大きな業績をあげて、高く評価されていたと考えられる。

3. 独立自営での成功

途中業態に変遷はあるものの、独立自営あるいは同業者との共同事業により国内外における数多くの鉄道敷設、トンネル建設、橋梁建設、さらに埋立などを施工し、困難な状況下（例・海外での施工、戦時の速成工事など）においても大きな業績をあげた。

4. 社会的認知・評価（表彰の受賞）

土木工事の成功や予定期より早い竣工（戦時速成工事の予定期以前における完成）などにより、褒状・報奨金などを数多く受けている。その中には埋立工事の成功と、その埋立地のうち公道敷地を寄附したことにより「星野町」「星野橋」の命名を受けたことも含まれている（現・横浜市神奈川区、現在も各々の名称は残っている）。これらのこととは、星野鏡三郎の業績が社会的に認知・評価されたことを示していると考えられる。

5. 社会奉仕への取り組み

事業の成功により大きな収益を得たと考えられるが、星野鏡三郎はそれを私することなく、その社会還元・社会奉仕に積極的に取り組んでいる。その実績は履歴書では、「公益事業」の項目として、「（一）一般」、「（二）救済」、「（三）学校」に三分して記されているが、「（三）学校」では、神奈川町（現・横浜市神奈川区）他六ヶ町、横浜市（当時）、神奈川県酒匂村の公立学校のほかに、私立学校としては暁星学校、跡見学校、成蹊学園への寄附が記されており、記載された金額の総額は8,400円である。これらの記載からは、星野鏡三郎が学校教育領域にも高い関心とそれを応援する意思を持っていたと考えられる。

6. 明星実務学校への支援

明星実務学校創設準備期である1922（大正11）年からこの履歴書の記載された年である1926（大正15）年の間に私財約二十万円を明星実務学校のために支出したと記されているが、この金額は他の各項目に対する支出に比しきわめて多額である。1923（大正12）年には星野鏡三郎は64歳であり、同年には自ら設立し理事であった星野合資会社を辞職し相談役になるなど、隠退生活に入る時期にあたり、児玉九十が記したように老後の社会奉仕というそれまでとは異なる背景があったこととも関係すると考えられるが、この支援は他と比較することのできない大

きな意味を持つものであり、それが明星実務学校、ひいては今日の学校法人明星学苑・明星大学の存立に結びついているものであると考えられる。

(2011年8月・稿)⁹⁾

[注]

- 1) 児玉九十伝編纂委員会『児玉九十自伝』1990年、164～165頁
- 2) 同上 166頁
- 3) <http://www.kajima.co.jp/gallery/kiseki/kiseki01>
- 4) 国土政策機構編『国土を創った土木技術者たち』2000年、294頁
- 5) 同上 300頁
- 6) 高崎哲郎『鶴高く鳴けり 土木界の改革者 菅原恒覧』1998年、194～195頁
- 7) 沢和哉『鉄道に生きた人びと「鉄道建設小史」』1977年、vi～viii頁
- 8) 同上 178～191頁
- 9) 本文中にも記したように星野鏡三郎の事跡には未だ不詳の点があり、関連する資料も著者が入手・参照したもの以外に存在するのではないかと考えられる。今後も資料の探索を続け、その解明を図る必要があること、それが筆者の、さらに筆者が所属する明星大学明星教育センターの課題であることを明記して、本稿を一応閉じたい。

[参考文献]

- 沢和哉『鉄道に生きた人びと「鉄道建設小史」』1977年、築地書館刊
児玉九十伝編纂委員会『児玉九十自伝』1990年、明星大学出版部刊
高崎哲郎『鶴高く鳴けり 土木界の改革者 菅原恒覧』1998年、鹿島出版会刊
国土政策機構編『国土を創った土木技術者たち』2000年、鹿島出版会刊

[付記]

本資料は歴史的研究を目的とするものと考え、本文中、星野鏡三郎翁、児玉九十先生はじめ各氏への敬称の使用を省略させていただいた。読者のご了解をお願いしたい。